

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第12号

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例

寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項ただし書及び第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料が次のいずれかに該当するときは、当該意見書又は資料の全部又は一部について、写しを送付しない若しくは閲覧を拒否することができる。

(1) 第三者の利益を害すると認められるとき。

(2) その他正当な理由があるとき。

第22条の次に次の2条を加える。

(意見の提出)

第22条の2 審査会は、第25条の規定による意見の求めがあったとき、又は審査手続について町長から意見の求めがあったときは、審議してその意見を述べることができる。

(審査会の招集)

第22条の3 町長は、審査会の会長が定まっていない場合において必要があると認めるときは、審査会の会議を招集することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。